平成２２年（フ）第５３号
秋田県にかほ市平沢字家ノ後16番地７
債務者　尾留川のり子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４５８号
茨城県鉾田市鉾田680番地12
債務者　丸山　秀夫
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８１号
茨城県ひたちなか市大字三反田3361番地
債務者　雲類鷲光雄
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１６号
茨城県鉾田市鉾田1072番地サキヤマアパート６号棟
債務者　崎山　由紀（旧姓大貫）
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２９号
茨城県小美玉市野田1475番地30
債務者　清水　英樹
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
茨城県水戸市宮町２丁目10番16―201号　栄國マンション
債務者　木村　　明
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４１号
茨城県那珂市菅谷1941番地68
債務者　鈴木　素子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４６号
茨城県那珂郡東海村大字村松1263番地13東海ビレッジＡ―６、旧住所茨城県水戸市見川３丁目648番地の８
債務者　志垣　洋介
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
茨城県水戸市水府町1570番地の28
債務者　川上　容子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
山梨県南アルプス市下市之瀬135番地
債務者　相川恵里子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
山梨県甲府市堀之内町959番地パークサイドウエノ106
債務者　遠藤　幸雄
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
山梨県甲府市塩部４丁目11番Ｋ―401
債務者　山本　ゆり
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
山梨県甲斐市西八幡4350番地アカシアハイツ３号室
債務者　杉本　朝江
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
山梨県笛吹市石和町市部1135番地
債務者　高山　咲子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
山梨県甲府市新田町15番11号
債務者　窪田　貞夫
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
山梨県甲府市国母２丁目５番44号ハイツ山田Ｂ―203
債務者　坂本　結加
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
山梨県甲府市上石田３丁目２番18号ハウス住宅Ｄ号
債務者　市川　千帆
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係